

浪江町空き家・空き地バンクについて

1 浪江町空き家・空き地バンクとは

空き家・空き地バンクとは、浪江町が実施する住宅確保と生活再建を促進するための仕組みです。

町内にある空き家・空き地を有効活用するため、貸したい方、売りたい方に物件情報を登録していただき、浪江町の住民の皆さまやこれから居住を検討される方に物件情報を提供するものです。

物件募集・情報提供は、町ホームページ、全国版空き家バンク、本庁舎住宅水道課住宅係にて行います。

※平成 29 年 2 月より売却希望物件の登録受付を開始しています。

☆ここが「あたらしい」 浪江町空き家・空き地バンク

浪江町空き家・空き地バンクに登録される売却希望物件の空き家について、町が住宅診断（インスペクション）を実施します。（賃貸物件は住宅診断対象外です）

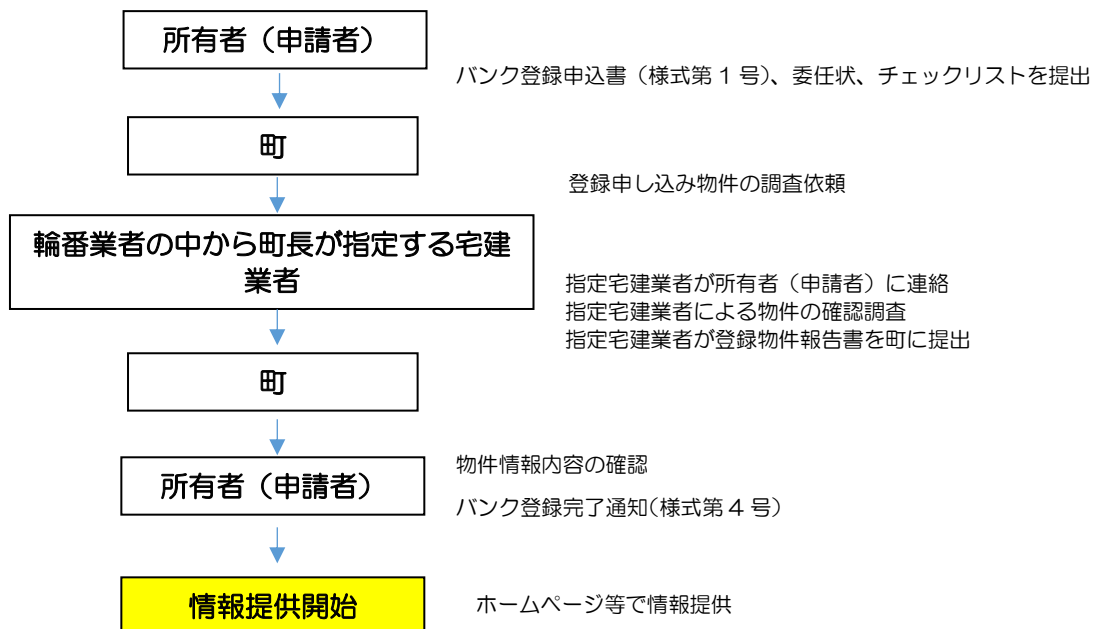
住宅のプロによる住宅診断を実施することにより、安心してご利用いただける情報を提供します。

2 空き家・空き地バンクへの登録（情報提供）までの流れ

所有する空き家・空き地を売りたい方・貸したい方は、空き家・空き地バンクへの登録を町に申し込んでください。宅地建物取引業者（指定宅建業者）による物件調査を経て、物件情報がバンクに登録されます。バンクに登録された物件の情報は、町ホームページ、全国版空き家バンク等で公開されます。

※売却希望の空き家の場合、物件登録後、売買契約成立前に、住宅診断士による住宅診断が可能です。

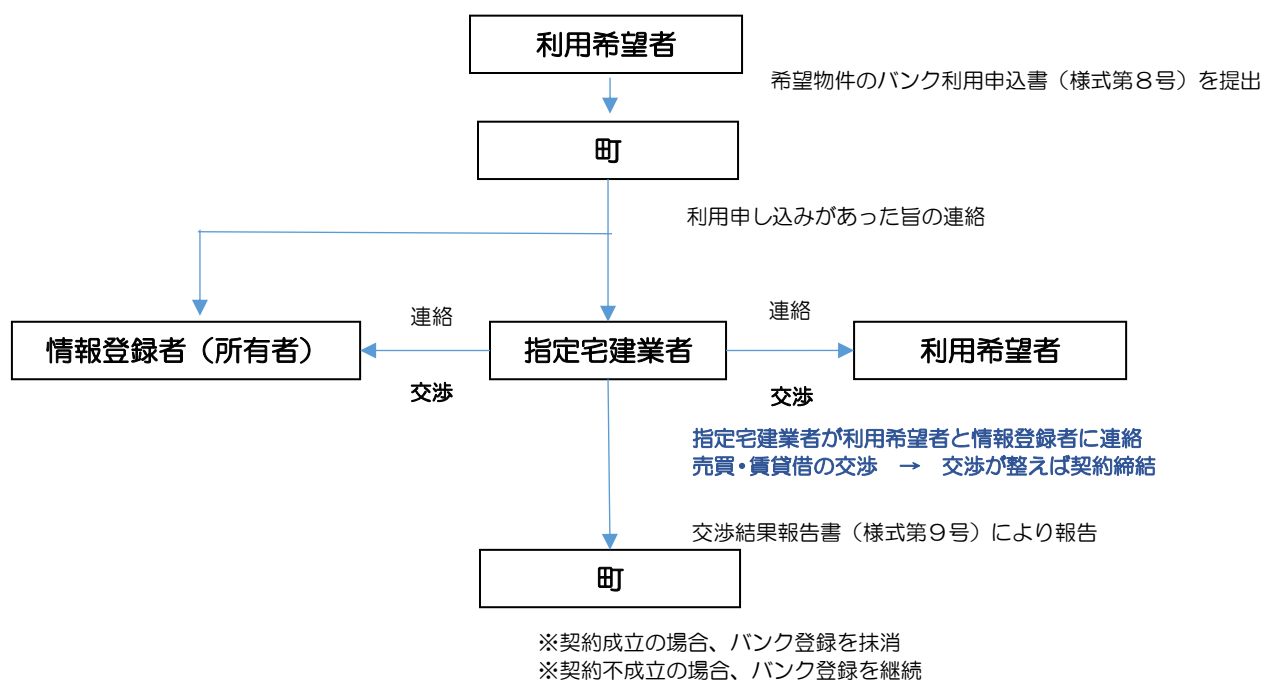
※物件登録申し込みに必要な様式は町のホームページからダウンロードできます。



※ 売却空き家の場合、情報提供開始後、売買契約成立前に、住宅診断を希望する場合には、申請者が住宅診断士派遣申込書を提出。住宅診断士がインスペクションを実施し、結果報告書で申請者及び町に報告する。

3 空き家・空き地バンクへの利用（交渉・契約）までの流れ

※利用申し込みに必要な様式は町のホームページからダウンロードできます。



《注意事項》

- 登録対象物件は住宅（現況で居住可能で適切な管理状況にあるもの）及び土地（戸建住宅建築に適した面積及び条件を備えたもので、適切な管理状況にあるもの）となります。また、住宅の場合、災害判定で半壊以上となったものの登録はできません。
- 町は、物件の売買・賃貸借の仲介は行いません。物件に係る交渉・契約に町は関与せず、町長が指定する協力業者（指定宅地建物取引業者）に仲介を依頼することとなります。
- 空き家・空き地バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合は、指定宅地建物取引業者に対して宅地建物取引業法で定められた範囲内の額の報酬を支払う必要があります。
- 空き家・空き地バンクへの土地の登録は、一戸建て住宅に適した面積（おおむね 165 平方メートルから 1,000 平方メートル程度）でお願いしています。
※面積が 3,000 平方メートル以上の土地については、開発行為の許可が必要となり、購入者の利活用が制限されるため、バンクへの登録は原則できません。
※面積が 500 平方メートル以上の農地については、農地から宅地への転用が認められない場合があるため、バンクへの登録は原則できません。
- 過去に宅地・建物の取引を行った方又は近いうちに取引を行う予定がある方は、取引の内容によっては、宅地建物取引業法の規定に抵触する可能性がありますので、バンクへの登録前にご相談ください。
- バンク登録の申込みに際して実施する、指定宅地建物取引業者の物件調査結果によってはバンク登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。

浪江町空き家・空き地バンクについて、くわしくは町ホームページをご覧ください。

浪江町役場住宅水道課住宅係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2（本庁舎 1 階）
電話 0240-34-0232（住宅係）FAX 0240-34-2145